平成26年10月31日 第 40号 発行者 向田 直範 編集者 大嶋 明子

消費者支援ネット北海道 ニュースレター

(Hokkaido Consumer Net 愛称:ホクネット)

【目次】

・ホクネットに期待すること

…1ページ

・セミナー報告

足寄町 釧路市

・・・・・・・・・・・・ジ

・適格消費者団体連絡協議 会に参加して

・・・・・3ページ

- ・消費者・事業者向けセミナーを開催します
- ・編集後記

・・・・4ページ



◆◆◆ホクネットに期待すること◆◆◆

房川 樹芳(弁護士、ホクネット副理事長)

私は、ホクネットの2014年6月14日開催の通常総会におきまして、理事として選任されました。

札幌弁護士会の2004年度・2005年度の消費者保護委員会の委員長を務めていた関係から、ホクネットの設立時に相談を受けたりして若干関わりを持っておりました。

その後、弁護士会の違う分野で忙しくなったため、ホクネットの 設立後は関わりを持っておりませんでしたが、その活動には関 心を有していたところです。

はからずも、この度、理事に選任されましたことから、微力では ありますが、できる範囲で力を尽くしたいと思っております。

さて、ホクネットは消費者問題の講師派遣など消費者教育のほか、契約書不当条項の改善など活発な活動をしてきております。 この活動は、今後、ますます広がりを持つことになると思っております。

現在の課題は、特定適格消費者団体として認定されることです。 自ら主体的に訴訟を提起して、積極的に消費者被害の回復に取 り組んで行くことによって、これまで以上に消費者問題の解決に も資することになります。

私が、弁護士になった1982年当時は、豊田商事事件が社会 を賑わしていた時期でした。

その他にも,海外先物取引の被害も社会問題化していました。

そのような中で、自然に色々な弁護団に加わることから、消費 者問題に取り組み始めておりました。

そもそもは、アメリカのラルフ・ネーダー弁護士が、消費者問題のリーダーとして活躍しており、あこがれを覚えていたこともあります。

その活動に賛同した若い人がネーダーズ・レイダーズと呼ばれて、活発に活動していたように記憶しています。

その意味でも、ホクネットも、その活動への賛同者がますます 増える必要があります。

その上で、ホクネットが、消費者問題解決のためのリーダーと なることを大いに期待しています。

セミナー開催報告~in 足寄町

消費者支援ネット北海道の主催によるセミナー「わかりやすい成年後見制度」のおはなしが過日開催されました。足寄町は高齢化率35%を超え認知症など判断力が衰え、悪質商法の被害に遭うケースが懸念される昨今です。そんな時に、成年後見制度のお話は大変タイムリーなセミナーだったと思います。参加者のアンケートにも「話の内容が丁寧でわかりやすい」「これから先の自分に、参考になった」「難しい内容のお話で、再度説明を聞きたい」等々約70%の方がほぼ満足~満足の結果でした。「成年後見制度」については今後益々必要で、年齢を問わず皆がしっかりと理解して、又この制度を活用していかねばならない制度だと思います。セミナーに参加してもっと詳しく学びたいと決意しました。ありがとうございました。

26·10·13 足寄消費者協会 事務局長 高道 洋子



たくさんの参加があり、熱心に聞き入っていました

岸田 貴志 氏



セミナー開催報告~in 釧路市

昨今、毎日のようにマスコミに被害が報じられ、誰もが分かっているのですが、分かっている人でも騙される特殊詐欺・・・・。被害者の多くはお金を手離した後に息子本人に電話確認をする。何故それを先に行わないのか第3者としては不思議に思う訳ですが、気が動転し焦るのでしょうか。犯人の巧妙な手口、騙される人の心理など想像してみますが、今ひとつやはり不思議だったのです。しかし、今回ホクネットのお世話で当地釧路で「特殊詐欺」に関するセミナーを開催し、講師の猪野先生のご講演をお聴きして、その辺の事情を理解することができました。また先生が発せられた言葉の中に「裁判所は立憲主義、事実認定が重要。警察がもっと動いて悪質の事実を掴んでほしい」とのことがありましたが、大変共感しました。実は当地でとある悪質商法が横行し、業者と対峙する機会がありましたが、彼等は法律は全く意に介せず、自分たちのみがってな方便を駆使しようとします。行政指導を受けても業務停止でなければ平気なのです。やはり「警察にもっと・・・」という思いを強くしたのです。特殊詐欺ですが、ちなみに北海道での今年9月までの被害額は1億8千万円、前年同期比約2倍。釧路署管内の被害額は約1788万円前年同期比14倍と激増だそうです。電話機を利用しての対策法が講じられようとしていますが対策は急務です。今後ますます業者の手口が巧妙・悪質化する中で、ホクネットの存在意義は大きく、皆様のご活躍にご期待致します。

釧路消費者協会 会長 畠山京子



講師の猪野亨氏

質疑応答も活発にあり、相談現場の切実な 声も聞かれました。



適格消費者団体連絡協議会に参加して



谷村庄市(弁護士、ホクネット理事)

9月27日と28日, 古都京都(京都産業大学むすびわざ館)にて, 第17回適格消費者団体連絡協議会が開催されました。

今回は,適格消費者団体及びこれを目指す団体,合計18団体と消費者庁(消費者制度課課長を筆頭に6名)が参加しました。

会議は2日間にわたって行われ、1日目午前は各団体の事務局会議、午後2時から消費者庁による集団的被害回復制度のガイドライン策定に関する説明を中心とした質疑が行われました。

また、2日目は1日目の参加者から消費者庁を除く団体が参加し、特定適格消費者団体を目指す団体の会議として開催され、ホクネット町村検討委員長、道尻理事を中心に作成されたシミュレーションを元に、本制度を活用していく上で生じうる各団体の手続き上の問題、経済的負担の問題などが具体的に検討されました。

1日目, 今回最も各団体の関心が高く, 特に長時間にわたって議論が集中したのが, 消費者庁による集団的被害回復制度のガイドライン(案)に対する説明とその方向性に対する意見交換でした。

特に各団体から疑問と改善の声が上がった点の1つめは、特定適格消費者団体の経理的基礎に関する指針です。消費者庁の指針では、年度毎の団体のC/Fの均衡が要求されています。しかし、早期の消費者の保護という観点から比較的短期間で手続が進行するとはいえ、集団的被害回復業務が常時発生し、必ず年度内に経理処理を見込める確実性はありません。このような業務を重点的に取り扱う特定適格消費者団体に1年度毎の財務均衡を要求することが妥当とはいえない点です。

また, 2点目として, 議論が集中したのが集団的被害者回復制度の簡易確定手続(いわゆる第2段階)において, 消費者から授権を受ける際の本人確認手段です。消費者庁は面談を基本として厳格な本人確認手続を要求する方針のようですが, 実際, 簡易確定手続に要する期間は非常に短期間で, また, このような厳格な手続を要するとすると, 集団的被害回復手続における費用が多額に上り, 結果的に被害を受けた消費者の費用負担という形で跳ね返ることが予想されます。各団体の財政基盤の問題も含め, もう少しフレキシブルな手段を模索する必要が論じられました。

また、3点目として実際に運用する際のコンピューターシステムをどうするかという点が話題に上りました。実際に全く今まで無かった制度をシステムとして構築することになるため、この点については未だ消費者庁、各団体共、スタートラインを探すという段階といえます。

2日目は、1日目の議論とホクネット作成のシミュレーション事例を踏まえ、特に簡易確定手続における費用を如何に団体が負担し、消費者に負担してもらうかという報酬を含む手続費用が話題となりました。実際にKC'sの試算では、相当高額の被害が多数に及ぶような場合でない限り、赤字になる可能性が高いとの結論が示されていました。

また、各団体理事は代理人になれないという消費者庁の指針によれば、訴訟手続に精通する代理人を外部に委ねることになります。これは、訴訟遂行する人材確保という見地から地方の団体にとっては不利な事情となるでしょう。

今後は、今回の議論で抽出された問題を中心に、協議会参加の個々の団体、あるいは各団体 連名での意見を積極的に消費者庁に届け、改善を求める合意がなされました。

なお,集団的被害回復手続に関して,再三にわたって「小さく産んで大きく育てる」というキャッチフレーズが繰り返されましたが,実際に小さすぎる権限として生まれてきたこの制度を,如何に消費者を守る大きな盾にするかは,ホクネットを含む消費者団体のカ次第と痛感させられた協議会でもありました。

消費者・事業者向けセミナー開催のご案内

平成26年度のセミナーとして下記の通り予定しています。いずれも参加費は無料ですが、ホクネットへの申し込みが必要です。詳細はホームページをごらんください。 皆様のご参加をお待ちしています。(右の QR コードよりホクネットのセミナーページへ行けます)



札幌市委託事業 消費者志向経営促進セミナー

「個人情報保護とパーソナルデータ―利活用は どこまで可能か、注意すべき点は」

11月13日(木) 13:30~16:00 札幌エルプラザ4階 中研修室 第 I 部講師 上机 美穂 氏 (札幌大学准教授、ホクネット検討委員) 第 II 部講師 町村 泰貴 氏 (北海道大学教授、ホクネット検討委員長)

「事業者が知っておきたい食品表示に 関する法令の基礎知識」

平成27年1月23日(金)13:30~16:00 札幌エルプラザ4階 大研修室 講師 消費者庁表示対策課担当官 生活協同組合コープさっぽろ委託事業 消費者向けセミナー

<u>「わかりやすい相続・遺言の</u> おはなし」

11月28日(金) 10:00~12:00 新ひだか町地域交流センター ピュアプラザ

講師 高橋 剛 氏(弁護士)

<u>「わかりやすい相続・遺言の</u> おはなし」

12月10日(水) 10:00~12:00 胆振地方男女平等参画センター (ミンクール) 大研修室 講師 番井 菊世 氏 (司法書士、ホクネット理事)

寄付金を受け付けています

活動の一層の充実のために広く皆様からの寄付金をお願いしています。金額はいくらでも結構です。

税額控除の対象となります。

詳細はお問い合わせください。ご協力よろしくお願いします。

■ 郵便振替の場合

- ・加入者名「特定非営利活動法人 消費者支援 ネット北海道」
- •郵便振替口座番号 02720-0-45081
- ・金額のほか、振込み者の「郵便番号」「ご住所」 「お名前」「電話番号」をご記入ください。

/// 編集後記 ///

落ち葉の掃除が大変な今日この頃です。赤や黄色に色づいてハラハラと散ってゆくのを見ている分にはきれいでいいのですが。

イチョウ並木の名所もありますが落ちたたくさんの葉をどうやって 始末しているのでしょう。

天気予報に雪だるまの絵が並 び始めました。雪が降る前に片づ けなければ・・・・・



内閣総理大臣認定 適格消費者団体 認定特定非営利活動法人

消費者支援ネット北海道(愛称:ホクネット)

〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろうビル4F

TEL: 011-221-5884 FAX: 011-221-5887

E-MAIL Info_hokkaido@hocnet1222.jp URL http://www.e-hocnet.info/



*次号のニュースレター発行は平成27年1月31日を予定してい